

2008年7月8日

株式会社 FORTRESS,JAPAN
代表取締役 山渡雄二郎 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 (KC's)
理事長 榎 彰 徳
【連絡先(事務局)】担当者:西島
〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31
OMMビル1階 大阪府消費生活センター内
TEL:06-6945-0729/FAX:06-6945-0730
メール:info@kc-s.or.jp
HP:http://www.kc-s.or.jp/

ご 連 絡

前略

このたび当団体の平成20年6月24日付「申入書件消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」(以下「申入書件消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」と言います)に対し、貴社より平成20年6月30日付回答書(以下「回答書」と言います)を頂きましたが、回答書末尾に「回答書には貴社の企業秘密が含まれているため、できれば当団体ホームページへの掲載については断りたく、検討を望む」旨の追記がございました。

しかしながら、当団体より貴社にお送りしました平成18年5月1日付「お問い合わせ」及び同月24日付「申入書」においてご説明しておりますとおり、当団体は、申入れ以降、貴社からのご回答を含め全ての経緯と内容を当団体のホームページ等で公開させていただくこととしております。にもかかわらず、貴社の回答書には前記のとおり追記がございましたので、平成20年7月2日に、お電話にて、当団体は申入れ以降の経過を公表でおこなっていることを再度ご説明したうえで、企業秘密にわたる部分をご指摘いただければ当該部分を黒塗りしたうえで回答書を当団体ホームページに公開させていただく対応をさせていただくのでご検討いただきたい旨をお伝えさせていただきました。

ところが、同月3日に、貴社ご担当者■■■■様から、「途中の経過は誤った認識に基づいて進んでいく場合がある。決まったものについて開示するのは良いし、認識が誤っているものも、直接のやり取りによって正確になっていくだろうが、認識が誤っている可能性のある途中経過のものを第三者に開示したくない」旨のご指摘にて回答書公開拒否のご連絡を頂きました。

しかしながら、当団体としては、認識の齟齬等は、例え訴訟にいたってもあ

りうることであり、むしろそれ以前に当団体と貴社双方の事実認識や問題認識をオープンに公開することで、第三者の目も加えてより早期に齟齬を解消し、問題のよりよい解決に繋げることができるものと考えます。

したがいまして、貴社におかれましては、企業秘密を削除した公開可能な回答書を、平成20年7月10日までにご送付いただきますようお願いいたします。公開可能な回答書がいただけない場合は、当団体としては、下記①ない③のとおり対応させていただきます。

記

- ① 当団体の「申入書件消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対して、回答期限までに、貴社から公開可能な回答はいただけなかったこと、なお、平成20年6月30日付にて回答書はいただいたものの、貴社はこの回答書の公開を拒否しておられること、を当団体のホームページに掲載します。
- ② 当団体として、平成20年6月30日付回答書の内容及び今後の貴社のご対応の如何のほか、期限までに貴社から非公開を前提とする回答書しかいただけなかったという事実も踏まえて、差し止め請求訴訟提起の要否を検討いたします。
- ③ 本「ご連絡」は、申入れ以降全ての経緯を公表する当団体の方針に基づいて、当団体のホームページに掲載する予定です。事実関係に関して誤りがございましたら、平成20年7月11日までにご指摘下さい。

なお、平成20年7月10日まで、公開可能な回答書をお送りいただいた場合は、改めてお送りいただきました回答書と、本「ご連絡」を当団体のホームページに掲載いたします。そのことで、貴社が、当団体の活動方針をご理解いただき、公開可能な回答書をお送りいただいた経緯を明らかにする事に繋がると存じます。したがいまして、その場合も、本「ご連絡」に事実関係に関して誤り等がございましたら、平成20年7月11日までにご指摘下さい。

草々